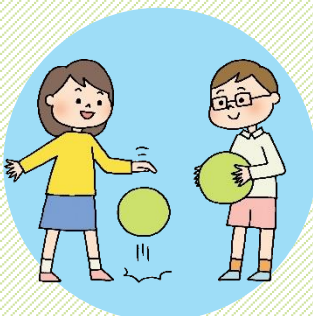


吉野川市

第4次男女共同参画基本計画

～ 性別にかかわらず すべての人が 個人として尊重される社会の確立～



計画策定にあたって

本市では、2007(平成 19)年3月に「吉野川市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を進めてきました。2019(平成 31)年には「吉野川市第3次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的に推進してきました。

この間、男女共同参画に関する社会情勢は大きく変化しています。計画期間満了に伴い、新たな課題に対応していくために、アンケート調査や「吉野川市男女共同参画推進委員会」において、市民や事業者の考えを把握し、専門的見地からの意見を踏まえながら、「吉野川市第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。

なお、本計画の期間は、2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までの5年間です。

▶ 男女共同参画社会って？



男女共同参画社会とは、女性や男性といった性別に関係なく誰もが人権を尊重され、自らの意思に基づいて個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。
これまでの社会では、「男性が働き女性が家庭を守る」というような性別役割分担意識によって、女性の社会進出や男性の家庭参加が進まない状況がありました。
こうした問題を解決するために、国では働く意欲のある全ての女性の活躍を促すための女性活躍推進法などの法律を制定し、男女共同参画の実現に向けて取り組んでいます。

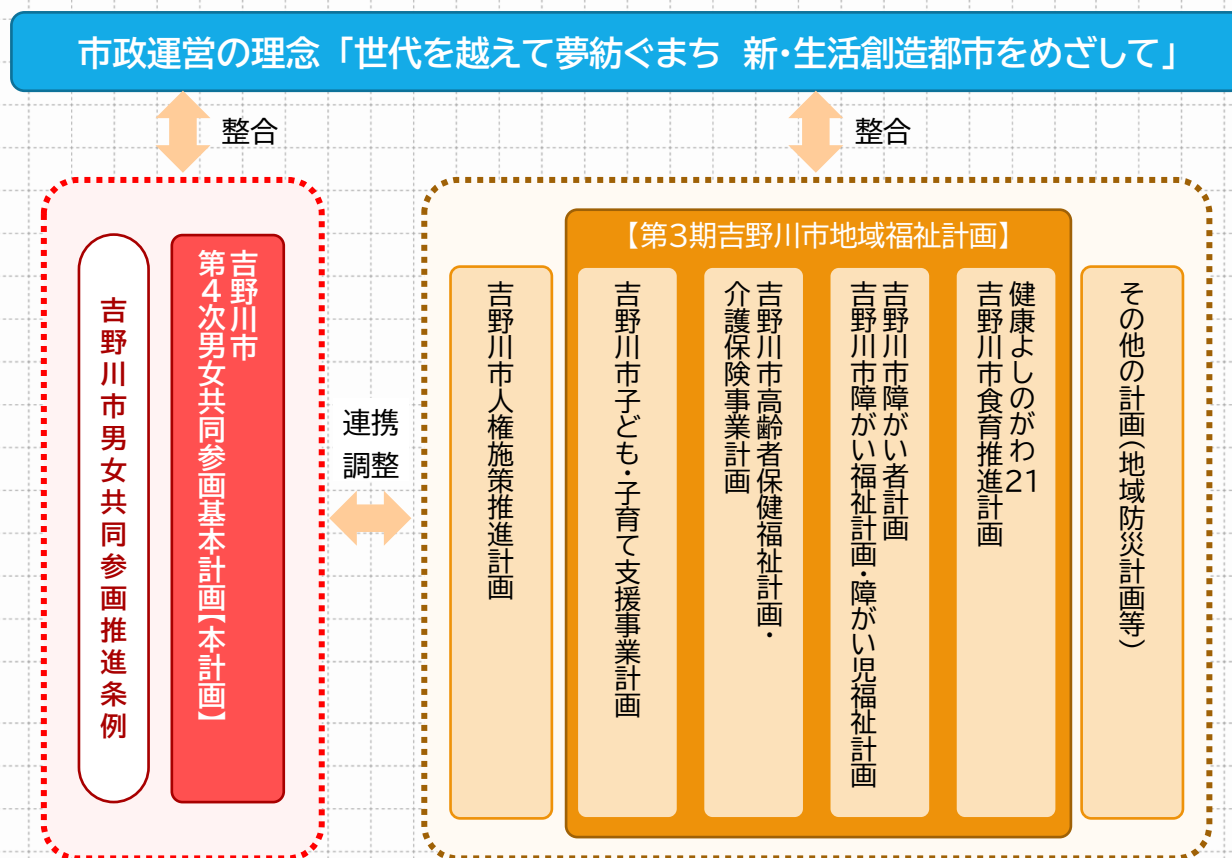
計画の位置づけ

本計画は、「吉野川市男女共同参画推進条例」の考え方及び「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画(市町村男女共同参画計画)であり、本市における男女共同参画社会の実現に向けた基本方針並びに具体的事業等を示すものです。

なお、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」、生命と人権に関わる項目や女性に対するあらゆる暴力の根絶等に関する項目については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

また、男女共同参画は、教育や福祉、産業などあらゆる分野に関連することから、本市の他計画とも整合を図り、関係課と連携しながら施策を推進します。

根拠法	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画社会基本法 ● 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) ● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)
国	<ul style="list-style-type: none"> ● 第5次男女共同参画基本計画 ● 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針 ● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ● 徳島県男女共同参画推進条例 ● 徳島県男女共同参画基本計画(第5次) ● 配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画



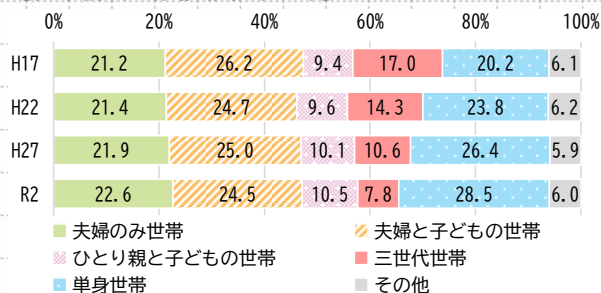
吉野川市の男女共同参画をめぐる現状

1 人口・世帯の状況

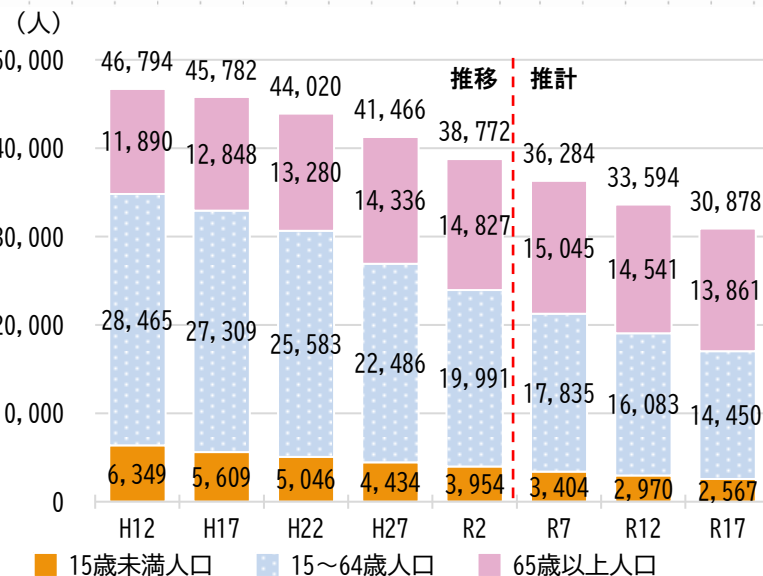
本市の人口は減少傾向で推移しており、今後も減少していくことが予測されています。

また、1世帯あたりの人口数を示す世帯人員は減少傾向にあり、小家族化が進行しています。

【世帯構成の推移(国勢調査)】



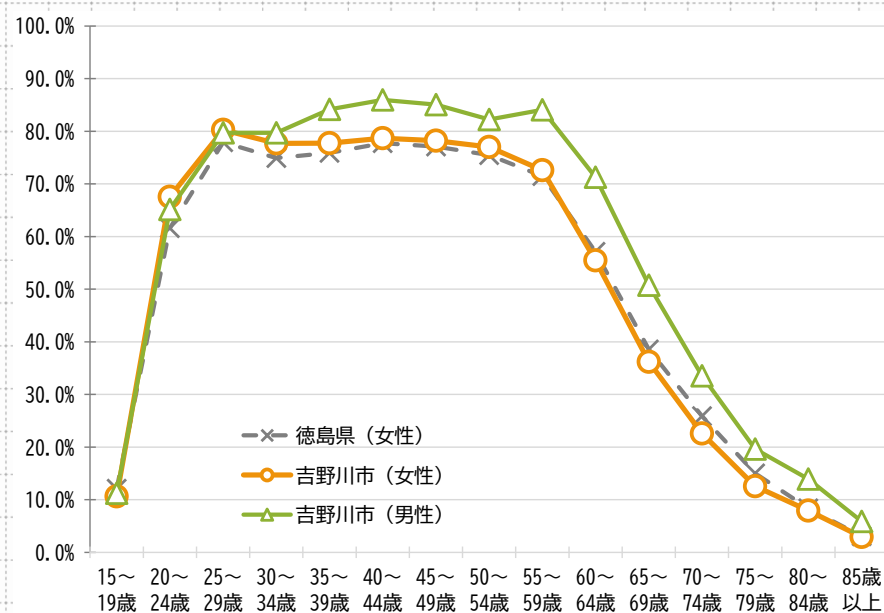
【人口の推移と推計(国勢調査)】



2 女性の年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、30歳代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ」の深さは浅くなっていますが、男性と比べると差がみられます。また、徳島県の平均に比べ、20～59歳の女性の就業率は各年齢層ともに高くなっています。

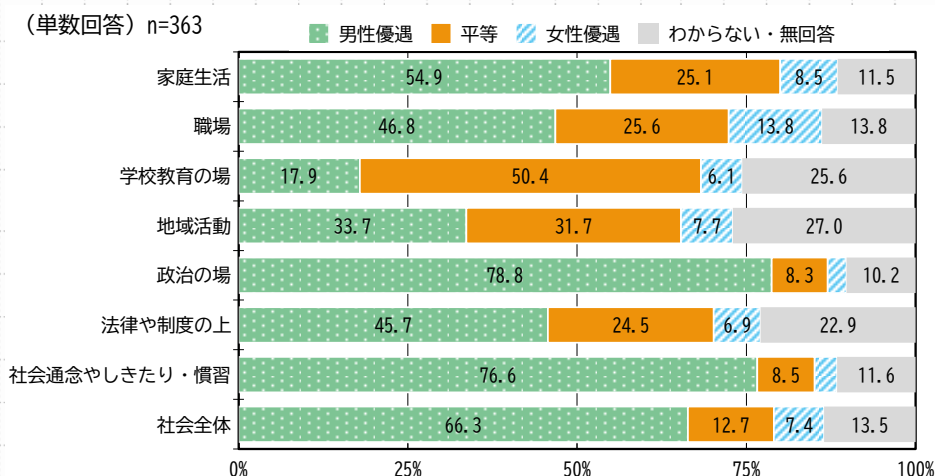
【年齢別就業率(国勢調査(R2年))】



3 男女の平等感の状況

市民アンケートにおいて男女の各場面での平等感を尋ねたところ、「学校教育の場」以外において男性優遇と感じている割合が高く、その中でも特に「政治の場」「社会通念やしきたり・慣習」「社会全体」において男性優遇の割合が高くなっています。

【男女の平等感の状況(市民アンケート)】



吉野川市第4次男女共同参画基本計画の基本理念

性別にかかわらず すべての人が 個人として尊重される社会の確立

この基本理念に基づいて、人権の尊重と男女共同参画の理解促進を図るとともに、社会において女性が活躍する機会を充実します。そして、男女が共に互いを認め合いながら、個人として尊重される、活力のあるまちづくりを目指します。

施策体系

基本理念の実現に向けて、本市を取り巻く環境や市民の意識・ニーズ等を踏まえ、次の3つの基本目標に基づき各施策を推進します。

基本目標	基本方針	主要課題
I 固定的性別役割分担を 解消し、男女共同参画 社会を実現しよう	1 人権の尊重と、男女共同参画社会の形成のための意識づくり	1 人権尊重の環境づくり 2 男女共同参画社会の形成のための意識づくり
	2 男女平等の視点に立った学習機会の充実	1 男女共同参画を推進する保育・学校教育の充実 2 多様な学習機会の提供
	3 女性活躍推進の環境づくり	1 あらゆる場(政策・方針決定の場)への女性の参画推進 2 男性の家事・育児・介護等への参画促進
II 職場における男女平等を 実現し、男女がともに 働きやすい職場環境に しよう	4 働き方改革の推進	1 ワーク・ライフ・バランスの環境づくり 2 働き方の見直しのための啓発の推進
	5 男女共同参画を進める環境の推進	1 子育て支援施策等の充実 2 女性の就業支援の促進
III 人権を尊重し、 誰もが安心して暮らせる 地域社会をつくろう	6 あらゆる暴力の根絶	1 DV、デートDV、児童虐待などの暴力の根絶 2 きめ細やかな相談支援体制の充実
	7 生涯を通じた心身の充実	1 ライフステージに応じた健康支援体制の充実 2 母子保健対策の充実
	8 誰もが安心できる福祉の環境づくり	1 地域福祉の推進 2 きめ細やかな生活支援の充実 3 性別による困難を抱える人への支援
	9 男女共同参画の視点に立った安全・安心な環境づくり	1 地域活動における男女共同参画の推進 2 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

基本目標Ⅰ「基本方針3 女性活躍推進の環境づくり」、基本目標Ⅱ「基本方針4 働き方改革の推進」「基本方針5 男女共同参画を進める環境の推進」に係る取組は、本市における「女性の活躍推進に向けた推進計画」として位置付けます。

また、基本目標Ⅲ「基本方針6 あらゆる暴力の根絶」については、「DV防止法」に基づく「DV防止市町村基本計画」として位置付けます。

吉野川市における取組

基本目標Ⅰ 固定的性別役割分担を解消し、男女共同参画社会を実現しよう

社会の様々な分野において、依然として男性優遇意識が強い現状を踏まえ、男女共同参画意識の浸透に向けて、社会通念やしきたり、慣習を見直すなど、意識の改革を促進します。また、学校教育のみならず、家庭や地域等、様々な機会を通じて、男女共同参画の意識づくりに向けた、多様な学習機会の充実を図ります。

政策・方針決定過程において、女性の人材育成と活躍の促進を図るとともに、様々な分野における女性の能力発揮に向けた、参画機会の充実に努めます。

基本方針1 人権の尊重と、男女共同参画社会の形成のための意識づくり

1 人権尊重の環境づくり

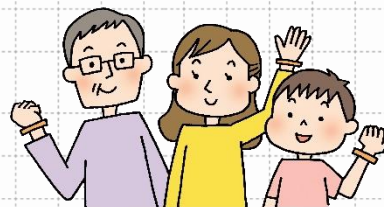
市民や市職員への啓発に努めるとともに、学校や地域、家庭等と連携した人権教育に取り組みます。

生命の尊重と思いやりの心を育む「人権の花」運動や、外国人の人権尊重についても取組を進めます。

2 男女共同参画社会の形成のための意識づくり

様々な媒体の活用や研修活動等の支援を通じて、男女共同参画の理解促進に向けた広報に取り組みます。

市の出版物等については、男女共同参画の視点に立った表現に努めます。



基本方針2 男女平等の視点に立った学習機会の充実

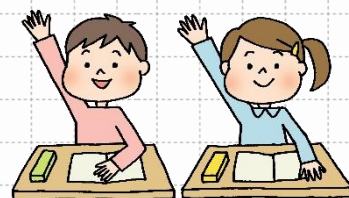
1 男女共同参画を推進する保育・学校教育の充実

児童・生徒に対する早い時期からの人権・男女共同参画意識の醸成を図るとともに、男女共同参画の視点に立った進路指導を行います。

また、教職員や保育教諭、保護者など、教育に関わる大人に対しても意識啓発に努めます。

2 多様な学習機会の提供

男女共同参画の視点に立った社会教育の充実や、講演会等の地域の中での学習に参加できる環境づくりに取り組みます。



基本方針3 女性活躍推進の環境づくり

1 あらゆる場(政策・方針決定の場)への女性の参画推進

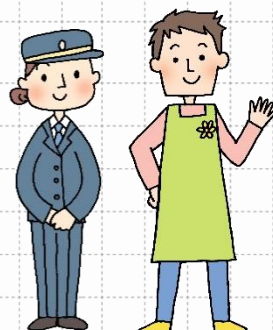
市の政策・方針決定過程における女性の参画を進めるため、審議会等における女性委員の割合の向上や、意欲と能力のある女性職員の積極的な任用を進めます。

地域においても女性が方針決定にかかわれるよう、女性の能力を引き出す支援や、市内企業への「一般事業主行動計画」策定に向けた働きかけを行います。

2 男性の家事・育児・介護等への参画促進

市内企業に対して育児・介護休業法の周知徹底を図り、男性の育児休業・介護休業の取得促進に取り組みます。

男性の家庭参画を進めるため、育児講座・介護講座等に男性も参加しやすい工夫を行います。



基本目標Ⅱ 職場における男女平等を実現し、男女がともに働きやすい職場環境にしよう

職場における男女間の格差の解消や、職場の労働条件の改善、ハラスメントのない職場づくり、女性農業者の地位向上や経営参画の促進等、事業所等に対する男女共同参画への取組を促進します。

また、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けて、男性の家事・育児への参加促進や、多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援等、環境の整備に取り組みます。

基本方針4 働き方改革の推進

1 ワーク・ライフ・バランスの環境づくり

性別にかかわらず、誰もが仕事と家庭の両立を実現できるよう、時間外勤務の抑制やワーク・ライフ・バランス講座の紹介、多様な情報発信手段を活用した啓発等を進めます。



2 働き方の見直しのための啓発の推進

性別にかかわらず、適切な労働条件や処遇が確保されるよう、事業所への情報提供や制度の周知・啓発に努めます。

また、あらゆるハラスメントの防止に取り組みます。



基本方針5 男女共同参画を進める環境の推進

1 子育て支援施策等の充実

保護者のニーズに対応できるよう、子育て支援施策の充実や保育にかかわる人員の確保、保育サービスの質の向上に取り組みます。

また、家族介護者の仕事と介護の両立に向けて、介護負担の軽減のための支援に取り組みます。

2 女性の就業支援の促進

ライフステージの変化によって仕事を一時中断した女性への再就職の支援や、女性の退職要因の分析、女性の起業支援など、働く意思を持つ女性が活躍できる環境づくりに取り組みます。



「育児・介護休業法」について知っていますか？

育児・介護休業法とは、育児または家族の介護を行う労働者の仕事と家庭との両立を目的とした法律です。最近では2021(令和3)年に改正されており、2022(令和4)年4月1日以降順次施行されました。

2022(令和4)年4月1日施行

- 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備
- 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置
- 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

2022(令和4)年10月1日施行

- 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設
- 育児休業の分割取得

2023(令和5)年4月1日施行

- 従業員数1,000人以上の企業への男性労働者の育児休業取得状況の公表の義務化



基本目標Ⅲ 人権を尊重し、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくろう

DV、デートDV、虐待等、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。

誰もが健やかに暮らせる社会づくりに向けて、生涯にわたる健康づくりへの支援をはじめ、少子高齢化社会における地域共生の考え方に基づいて、地域福祉を推進します。

基本方針6 あらゆる暴力の根絶(DV防止市町村基本計画)

1 DV、デートDV、児童虐待などの暴力の根絶

あらゆる暴力やハラスメントの根絶に向けて、意識啓発や防犯活動に取り組みます。

また、児童虐待の防止と早期発見・早期対応に向けた支援体制の充実に取り組みます。

2 きめ細やかな相談支援体制の充実

DV被害者に対する相談支援体制の充実や、被害者の自立支援に取り組みます。

必要な時にすぐに相談できるよう、DVの相談窓口に関する情報提供の充実に努めます。



基本方針7 生涯を通じた心身の充実

1 ライフステージに応じた健康支援体制の充実

誰もが地域で健康に暮らせるよう、ライフステージに応じた健康づくりや食育の支援、に取り組みます。

また、「性と生殖に関する健康・権利」についての啓発や、性感染症に関する正しい知識の普及等に取り組みます。



2 母子保健対策の充実

女性が妊娠中・出産後も健康で安心して働けることができるよう、また安心・安全に子どもを産み育てられるよう、総合的な母子保健事業の推進に取り組みます。

また、父親が参加しやすい母子健康事業の提供に努めます。



基本方針8 誰もが安心できる福祉の環境づくり

1 地域福祉の推進

地域の様々な課題に対して、住民協働で解決を目指せるよう、地域福祉の総合的な促進や支え合い活動の支援を行います。

また、地域に住む様々な人が活動できるよう、地域活動の担い手育成や参加しやすい環境づくり、多文化共生社会の実現に向けた支援等に努めます。



2 きめ細やかな生活支援の充実

ひとり親家庭や高齢者、障がい者など、支援を必要とする人に対する生活支援の充実に努めます。

3 性別による困難を抱える人への支援

性差によって困難を抱える女性や、性的マイノリティであることで悩みを抱える人への支援を行います。

基本方針9 男女共同参画の視点に立った安全・安心な環境づくり

1 地域活動における男女共同参画の推進

誰もが参加しやすい地域活動を促進するとともに、女性等多様な視点を取り入れたまちづくり活動の促進に努めます。

また、地域での様々な場において、社会通念や慣習にとらわれず協力して活動できるよう、意識啓発に努めます。

2 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

災害時に多様なニーズに対応できるよう、防災分野における男女共同参画や、性差や性的マイノリティに配慮した避難所運営ができるよう取組を進めます。また、防災意識の向上を促進します。

計画の推進

1 庁内推進体制の強化

全ての職員が男女共同参画社会の意義を理解し、共に働きやすい職場づくりに積極的に取り組み、庁内組織の充実・強化を図り、本計画を着実に推進します。

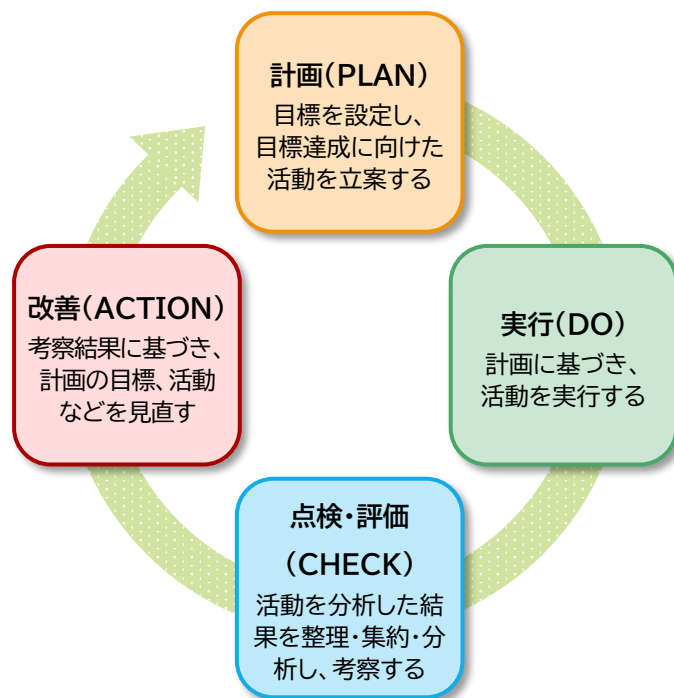
2 参画と協働による推進

市民に広く本計画の内容を周知し、男女共同参画意識の醸成に努めます。市民・自治会・企業・行政等が緊密に連携し、それぞれの特徴を生かしたアイデアを出し合いながら、全市的な活動展開を目指します。

3 計画の進行管理

PDCAサイクルの考えに基づき定期的に点検・評価をし、計画の進行管理を行います。

市民等を対象としたアンケート調査を定期的を実施し、市民の意見や提案を本計画に反映するよう配慮します。



数値目標

	指標項目	平成 30 (2018)年	令和5 (2023)年	目標値
1	【市民】社会全体における平等意識 「社会全体」における男女の平等感について「平等」とする市民の割合	10.9%	12.7%	20.0%
2	【中学生】「男女共同参画社会」を「内容まで知っている」割合	6.2%	9.9%	増やす
3	人権啓発推進をテーマとした研修会や講演会の開催	30回 (H29)	19回	30回
4	【市民】学校教育の場における平等意識 「学校教育の場」における男女の平等感について「平等」とする市民の割合	52.9%	50.4%	80.0%
5	【中学生】学校生活における平等意識 「学校生活(授業・部活動等)」における男女の平等感について「平等」とする中学生の割合	59.0%	64.4%	100.0%
6	社会教育委員への女性の登用推進	31.0%	28.6%	35.0%
7	市の審議会等での女性委員の占める割合	31.5%	32.9%	40.0%
8	市の管理的職務従事者における女性の割合	16.0%	20.0%	25.0%
9	【市民】職場における平等意識 「職場」における男女の平等感について「平等」とする市民の割合	23.2%	25.6%	35.0%
10	【事業所】女性管理職がない事業所の割合	32.5%	45.9% (28社/61社)	減らす
11	家族経営協定の締結数	4.8% (4社/82社)	10.4%	20.0%
12	男性市職員の育児休業取得率	0.0% (H29)	0.0%	5.0%
13	認定こども園・保育所・その他の施設における一時預かり事業	14か所中 9か所	9か所中 7か所	全施設
14	市内における放課後児童クラブ(学童保育)で待機児童がいる地区	0か所	0か所	維持
15	自治会長の女性の割合	12.0%	12.3%	20.0%
16	防災に関する会議の女性委員の割合	0.0%	4.4%	20.0%
17	【市民】DV被害について「どこ(だれ)に相談してよいか、わからなかった」割合	15.8%	24.0%	減らす
18	【市民】DVに関する相談窓口の認知度	55.2%	63.1%	75.0%
19	虐待のおそれがある児童数	77人	27人	減らす